

◆ 免税軽油制度の継続を求める意見書

意見案第 4 号

免税軽油制度の継続を求める意見書

軽油引取税については、平成 21 年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化された。これに伴い、道路を走らない機械等に使われる軽油について設けられている免税制度が平成 24 年 3 月末で廃止される状況にある。

スキー場事業では、ゲレンデ整備に使う圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油については免税で、スキー場においても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等現在でさえ厳しい経営環境を圧迫し、スキー場の経営はさらに厳しいものとなることから、当町のみならず北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧される。

また、経営規模が大きい北海道の農業は、トラクター等の大型農業機械を使用し、燃料として免税軽油を使用していることから、畑作をはじめ酪農・畜産や野菜園芸農家など軽油を大量に使う農家にとっては、大きな負担増となる重大な問題である。そのほかにも漁業や林業、土木や建設業などの分野にも広く適用されており、本道の基幹産業の育成や地域経済の活性化にも大きく貢献してきた。

よって、国においては、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 9 月 27 日

北海道遠軽町議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 農林水産大臣 経  
済産業大臣 国土交通大臣